

保護者様

胎内市教育委員会学校教育課

感染症にかかった場合の出席停止について

各学校では、以下の感染症に感染したした場合、医師の登校許可があるまでは、学校をお休みいただくこととなっております（学校保健安全法第19条及び胎内市小中学校管理運営に関する規則第12条の2の規定による。）。

この度、長期休業中のなかよしクラブもこの取り扱いに準じることといたしましたので、ご理解のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

医師の許可証については、市ホームページからダウンロードできます。

感染症			出席停止期間の基準 (学校保健安全法施行規則第19条による)
第2種	1	インフルエンザ※	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
	2	新型コロナウイルス感染症※	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	3	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	4	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	5	風しん	発しんが消失するまで
	6	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	7	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	8	麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで
	9	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師において感染のおそれがないと認められるまで
第3種	10	流行性角結膜炎 腸管出血性大腸菌感染症 急性出血性結膜炎 マイコプラズマ感染症 溶連菌感染症 感染性胃腸炎	症状により医師において感染のおそれがないと認められるまで
第1種	11	その他 ()	・第1種感染症にあつては、治癒するまで ・その他第2種及び第3種感染症にあつては、症状により医師において感染のおそれがないと認められるまで

※ インフルエンザウイルス、新型コロナウイルス感染症については、医師の証明書に替え、「療養解除届」にて利用を再開することができます。